

# 標識 探偵業者

標識は、公安委員会に届け出たことを示すもので、  
内閣府令により様式が定められており、  
以下の項目を記載し営業所の見やすい場所に掲示する。

届出書を提出した公安委員会	東京都公安委員会
届出書の受理番号	第 3 0 1 6 0 1 2 7 号
届出書を提出した年月日	2 0 1 6 年（平成 2 8 年） 5 月 3 0 日
商号、名称又は氏名	日下部 徹
営業所の名称	総合探偵事務所ネクストムーブ
営業所の所在地	東京都目黒区目黒 1 - 4 - 1 6 目黒Gビル 7階 ROOM 1 5
営業所の種別	主たる営業所
広告又は宣伝をする場合に使用する名称	総合探偵事務所ネクストムーブ 総合探偵事務所NEXTMOVE

## 記載要領

1. 本様式中届出書とは法第4条第1項の届出書をいう。
2. 営業所の所在地欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。

## 備考

1. 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
2. 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは日本産業規格A4とする。